

第736回

東京都青少年健全育成審議会

- ※ 発言者の氏名（都職員及び関係行政機関職員を除く）
及び個人情報、一部企業名など、議事録の一部を伏せて
掲載しています。

令和4年5月16日（月）

【出席委員】

清宮	眞知子	委員
山	了吉	委員
石川	知春	委員
伊藤	廣幸	委員
加藤	美恵子	委員
宮原	恵子	委員
田の上	いくこ	委員
土屋	みわ	委員
藤井	あきら	委員
松田	りゅうすけ	委員
柳川	雅彦	委員
大宮	由紀枝	委員
古畑	雄二	委員
小室	明子	委員
新倉	吉和	委員
松崎	真理子	委員

【事務局】

若年支援担当部長	米今	俊信
若年支援課長	下出	享克

午後 3 時 30 分開会

○若年支援課長 本日の傍聴人等をご案内します。本日でございますが、報道関係者はゼロ、傍聴人は 6 人となっております。

< 傍聴人入室 >

○若年支援課長 それでは、審議会を始めさせていただきます。

現在ご出席いただいております委員の方は 16 名で、条例第 24 条第 1 項に定めます審議会の開催に必要な定足数に達しておりますことをご報告申し上げます。それでは会長、議事進行をお願いいたします。

○会長 ただ今から『第 736 回東京都青少年健全育成審議会』を開催いたします。

お手元の議事次第に従いまして、議事進行を行ってまいります。

それでは、議事の 2 『条例に基づく事務の施行経過』について、事務局から説明をお願いいたします。

○若年支援課長 はい。条例に基づく事務の施行経過等について説明いたします。『次第』と書かれております資料の表紙をおめくりいただき、1 ページをご覧くださいたいと存じます。前回の審議会以降の 4 月 11 日から 5 月 15 日までに実施いたしました本審議会事務局の動きをまとめたものでございます。

前回審議会のご意見を踏まえまして、不健全図書類の指定については 1 誌を指定図書類とすることを決定いたしました。

4 月 14 日にプレス発表、店舗及び関係団体等への周知を行い、4 月 15 日に告示いたしました。

また、青少年やその保護者等を対象に『ファミリールール講座』を合計 111 回開催いたしました。

また、本日の審議会に先立ちまして、5 月 11 日に出版業界自主規制団体との打合せ会を実施し、本日諮問いたします図書類に関するご意見をいただいております。意見聴取の内容は『自主規制団体からの聴き取り結果』としてまとめ、調査・審議事項の資料に添付しております。

2 ページには、過去 1 年間の不健全図書類の指定実績を、3 ページには過去 1 年間の優良映画の推奨実績を載せてございます。

不健全図書については、過去1年間以内に不健全指定を6回受けた場合に、事業者に対し勧告をする制度がございますが、累回指定による勧告の対象社は今月もございません。

続きまして、4ページをご覧いただきたいと存じます。こちらは都が委嘱しております、東京都青少年健全育成協力員の4月分の活動状況でございます。委嘱しております協力員は780名、活動者数は33名、調査店舗数は280店舗でございました。

確認する図書類は、不健全図書として指定した図書類『不健全指定図書類』、成人向けなどの成人マーク付きの図書類の『表示図書類』、青い半透明のシールで止めることで、青少年が容易に閲覧できない措置がされた、小口シール止め誌の『類似図書類』の3種類です。

この3種類の図書類について、協力員の調査結果をそれぞれ表に示しております。まず、不健全指定図書類及び類似図書類につきましては、問題のある店舗はございませんでした。

また、表示図書類につきましては、包装されていない店舗が1店舗、区分陳列されていない店舗が1店舗ございました。

また、青少年への販売等を制限する制限掲示がなかった店舗が3店舗ございました。

なお、不健全指定図書類に関する通報等に基づく立入調査はございませんでした。5ページをご覧いただきたいと存じます。都の職員による独自の立入調査等の実施状況を記載してございます。

1番目の表、書店等への立入調査では、指定図書類の取り扱い不適切な店舗が1店舗ございました。

2番目の表、映像ソフト・ゲームソフト専門店等への立入調査では、表示ソフトの取り扱い不適切が1店舗ございました。

3番目の表、カラオケボックス、まんが喫茶等への実態調査では、青少年制限掲示がない店舗が3店舗ございました。

4番目の表、古物商への立入調査では問題のある店舗はございませんでした。

問題のあった店舗につきましては、その場での是正措置を含め、条例を順守するよう指導いたしました。

6 ページをご覧くださいと存じます。雑誌・ビデオ類等に関する自動販売機の届出等の施行状況についてですが、先月と変動はございません。自動販売機立入調査については、4 月は実施してございません。

7 ページには、東京都青少年健全育成協力員による活動状況の令和 3 年度の累計を、8 ページには、立入調査等の実施状況の令和 3 年度の累計を、9 ページには、自動販売機届出状況等の令和 3 年度の累計をそれぞれ載せてございます。

事務の施行経過については以上でございます。

○会長 説明ありがとうございました。ただ今の説明について、ご質問等がございましたらお願いいたします。よろしいでしょうか。

それでは、ご質問がございませんので、調査・審議事項に移りたいと思います。

本日は不健全図書類の指定についての諮問でございます。よろしくお願いいたします。

調査・審議事項は非公開となりますので、委員、事務局職員以外の方はこの段階でご退出をお願いいたします。

< 傍聴人退室 >

○会長 では、議事を再開いたします。本日の諮問事項につきまして、事務局から説明をお願いいたします。

○若年支援課長 それでは、本日の諮問事項についてご説明いたします。皆さまのお手元の資料のうち『調査・審議事項』と記載されております資料に沿ってご説明いたします。

1 誌の不健全図書類の指定についての諮問でございます。『調査・審議事項』と記載されております資料の表紙をおめくりいただき、1 ページをご覧くださいと存じます。

諮問第 1167 号でございます。

2 ページをご覧くださいと存じます。諮問図書類及び指定基準該当箇所一覧でございます。こちらに記載されました図書類は、令和 4 年 4 月 1 日から令和 4 年

4月28日までの間に、都内のコンビニ・書店等で、青少年が容易に手に取り閲覧できる場所に陳列されているものから購入いたしました、計96誌のうちから、7ページ、8ページに記載してございます、条例施行規則第15条の指定基準に基づきまして、指定図書類の候補として選定したものでございます。

作品名は「DAISY COMICS こんなS彼に抱かせたいBL」令和4年4月30日に株式会社英和出版社より発行されております。過去1年間の指定は1回です。

該当箇所につきましては、全編大部分でございます。

該当指定基準は、施行規則第15条第1項第1号イ・ロ、「著しく性的感情を刺激し、青少年の健全な育成を阻害するおそれがあるもの」でございます。

購入場所は、書店でございます。

本審議会の諮問に先立ちまして、5月11日に自主規制団体から意見を聴取して、3ページに取りまとめてございます。3ページをご覧いただきたいと存じます。計15名の方からご意見を伺っております。

自主規制団体のご意見としましては「指定やむなし」の意見が11名です。その主な内容は、「多才な作家さんたちのアンソロジー。極めて技術が高い。オムニバスだけに展開が早く、すぐ性交渉が始まる。人格否定等は感じられないが、これだけ性交シーンが多く、かつ性器の修整の甘さ、一部器具の危険な使用、擬音、体液描写を見るに、指定該当やむなし。」などでございます。

「指定非該当」の方は2名で、その主な内容は、「SMでは器具を使用しているものの、設定を考えれば許容範囲。作者によっては性器及び結合部の修整は甘く感じるが、あまり卑わい感を感じず。指定非該当。」などでございます。

なお、保留の方が2名おられました。

説明は以上でございます。

○会長 ありがとうございます。ただ今の事務局の説明について、ご質問ございますか。では、特によろしければ、調査に入っていただきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

<図書審査>

○会長 そろそろよろしいでしょうか。それでは、委員の皆さま、図書をご覧いただ

けたようですので、各委員からご意見をお伺いしてまいります。それでは、E委員
お願いいたします。

○E委員 はい。7つのアンソロジーとして、さまざまな恋愛ストーリーが展開して
いるので、一見それほど問題ないのではと思ってしまうのですが、実は性描写の頻度
や割合はかなり多いですし、性器の消し方の甘さも目立ちますし、擬音、体液の描
写も多い上に、さらには道具を使った SM シーンですとか、携帯の性行為の撮影な
どもありまして、決して青少年の閲覧にはふさわしくないと思いました。指定該当
でお願いしたいと思います。以上です。

○会長 はい。ありがとうございました。次にC委員お願いいたします。

○C委員 保留でお願いいたします。修整は少しちょっと甘いのかなというふうには
感じますが、そこまで卑わい感があるとは思わなかったというところと、あと、設
定上、SMなどはありますが、これも許容範囲ではないかなというところで、ストー
リー的には問題はないのかなという判断がありましたが、やはりちょっと性交シー
ンなどは多いというところで、ちょっと判断がつかず、保留でお願いいたします。

○会長 はい。ありがとうございました。次に松崎委員お願いいたします。

○松崎委員 はい。指定該当でお願いいたします。理由といたしましては、ストー
リー性があまり感じられず、主に性描写主体であると。擬音、体液、精液描写が極め
て多く、特に SM 描写については暴力的な表現に捉えられてしまうのではないかと
少し恐怖を感じるようなところもありました。青少年にとっては非常に過激な描写
ではないかというふうに思います。以上です。

○会長 はい。ありがとうございました。次に小室委員お願いいたします。

○小室委員 はい。指定該当でお願いします。オムニバス形式で、それぞれの話の中
に必ず性交シーンが入ってくるので、回数が多いということ。あと、性器の修整は
非常に甘く、されていないのに等しいと感じております。あと、体液描写も多く、
非常に気になったのは、道具の使用を非常に細かく描いているんですけど、青少
年が興味本位で模倣しかねないというか、模倣されるといかななものかと感
じましたので、指定該当でお願いしたいと思います。

○会長 はい。ありがとうございます。次にJ委員お願いいたします。

○ J 委員 はい。指定該当でお願いいたします。性器の描写が多く、修整が極めて甘いと思います。オムニバスということで性交場面が多くて、体液、擬音描写も激しいなど、明らかに成人向けだと判断いたしますので、指定該当でお願いいたします。以上です。

○ 会長 はい。ありがとうございました。次に新倉委員お願いいたします。

○ 新倉委員 はい。指定該当でお願いしたいと思います。性的行為の描写が多く、性器の修整も甘いというふうに感じました。以上でございます。

○ 会長 はい。ありがとうございました。次に F 委員お願いいたします。

○ F 委員 はい。私は全話、指定該当と思います。以上でございます。

○ 会長 はい。ありがとうございました。次に G 委員お願いいたします。

○ G 委員 はい。指定非該当でお願いいたします。改めて、施行規則のイとロなんですけども、全裸若しくは半裸、又はこれに近い状態であったりとか、性的行為をというところはあるんですけども、卑わいな感じを与えという部分で、なかなかその線引きが難しいのかなという思いがあります。

また、直近ですね、指定該当の作家さんともこの間、ちょっと SNS 等でやりとりをさせていただいて、今回も 7 名の方の作家さんの思いが詰まっているとは思いますが、その編集者の方とかと、この施行規則、どこまでが卑わいな感じなのかというのを中で、議論されてる中でも、これは行けるんじゃないかという本でもやはり諮問に上がってくれば指定該当になっているというところも話は聞いていましたので、今回についても指定非該当でお願いをできればと思います。以上です。

○ 会長 はい。ありがとうございました。次に B 委員お願いします。

○ B 委員 はい。これはオムニバスの 7 作品で、それぞれは短い BL 作品です。ほとんどが、男同士の性的なシーンが凝縮されているようなストーリーです。自主規制団体との打合せ会では 11 名の方が、これは指定該当としている理由の多くが、青少年には性器具を使うような描写が果たしていいのだろうかという点です。作品には人格否定はほとんどないのですが、性器具を使ったセックスシーンが非常に生々しく描かれていて、これは大人が楽しむ世界なのであって、青少年にはふさわしくないと判断いたしました。区分陳列の対象と考えます。

- 会長 はい。ありがとうございました。次にA委員お願いいたします。
- A委員 それぞれストーリー性があるのかもしれませんが、短編なので、展開が早くて、性交シーンが非常に多い。それから、委員の方がおっしゃっているように、性器の修整が非常に甘いと思います。それから、道具を使っているところ。それから、性交シーンを撮って配信をするというところが青少年がすぐ手に取っているものとは思えないので、指定該当でお願いします。
- 会長 はい。ありがとうございました。次にH委員お願いいたします。
- H委員 はい。ほとんどが露骨な性行為シーンで、体液描写が非常に多く、擬音も多いし、卑わい感があります。性器は白抜きで処理されているものの、形状が判別できます。施行規則第15条第1項第1号イ・ロにも該当しますし、著しく性的感情を刺激し、青少年の健全な育成を阻害するおそれがあるものと私は思います。指定該当でお願いいたします。
- 会長 はい。ありがとうございました。次に古畑委員お願いいたします。
- 古畑委員 はい。指定該当でお願いをいたします。理由につきましては、性器の修整が甘く、体液、擬音描写も多いということ。それから、一部、首をロープで絞め、また、喉仏を握りつぶすような描写があることから、これは指定該当であるというふうに思います。以上です。
- 会長 はい。ありがとうございました。次にD委員お願いいたします。
- D委員 はい。ほぼ全編について、男性器の修整が大変に甘いという点と、器具を使用しての性行為があること、全体的に性行為の描写が多いということで、このコミックが青少年の手に、簡単に手に取れる所にあつていいものとは思えず、指定該当でお願いしたいと思います。
- 会長 はい。ありがとうございました。次に大宮委員お願いいたします。
- 大宮委員 はい。ほぼ全編、露骨な性描写がありまして、一部、青少年には過激と思える道具の使い方をする描写などもございましたので、指定該当と考えます。
- 会長 ありがとうございます。次にI委員お願いいたします。
- I委員 はい。私は区分陳列をしたほうがよいと思います。指定該当ということですので。理由としましては、これまで縷々(るる)述べられてきておりますが、性的シ

ーンの描写が多く、また、性器の部分の消しも甘いのではないかと思います。また、器具の使用と動画での配信、携帯を使ったところといったところで、青少年が手に取れる所に置くべきではないという判断をいたしまして、指定該当やむなしとさせていただきます。

○会長 はい。ありがとうございました。最後に私ですが、7編、それぞれのストーリーというのは違うものではありますけれども、全編を通じた性描写は、正直、卑わいな描写だと私は感じました。それと併せて、器具の使用や携帯の話等、青少年が見るにはふさわしくない図書だと思います。以上から区分陳列、指定該当でお願いしたいと思います。

それでは、これで皆さまのご意見を伺って、保留の方が1名、それから、非該当の方が1名だったと思います。

大多数が指定該当ということですので、審議会としましては、指定該当でまとめたいと思います。よろしいでしょうか。

<「はい」の声あり>

○会長 はい、どうもありがとうございます。それでは、そのように答申させていただきます。では、事務局から他に連絡事項がありましたらお願いします。

○若年支援課長 はい。都民の申出につきましては、4月はございませんでした。次に、次回審議会に諮問予定の映画がございます。

作品名は『ゆめパのじかん』、申請者はノンデライコ。試写会が6月3日金曜日15時30分から。試写会場は渋谷区にあります、映画美学校試写室でございます。

DVDやオンラインでの視聴も対応可能でございます。

事務局からは以上です。

○会長 それでは、本日の調査・審議事項はこれで終了になりますが、ここでご質問等がありましたらば、お願いいたします。

よろしいでしょうか。では、本日の調査・審議事項はこれで終了といたします。

傍聴人の方が再入室されますので、図書名が分かる資料はしまってくださいと思います。

<傍聴人入室>

○会長 それでは議事を再開いたします。事務局から説明をお願いいたします。

○若年支援課長 はい。まず、本日の審議でございますが、不健全図書1誌について諮問を行い、1誌を東京都青少年の健全な育成に関する条例第8条第1項に該当する不健全な図書類として指定することが適当であるという答申となりました。

本日、審議会に報告した都民の申出はございません。また、前回4月11日の審議会におきましても、報告した都民の申出はございませんでした。前回、公開時の報告が漏れておりましたので、併せてご報告させていただきました。

告示予定日は、令和4年5月20日金曜日、プレス発表は告示日前日の令和4年5月19日木曜日となります。告示日若しくは告示日の前日まで、不健全図書類の名称の公開をお控えいただくよう、重ねてお願い申し上げます。

最後に、次回の審議会についてご案内いたします。令和4年6月13日月曜日の15時30分から、場所は今回と同じこの会場を予定してございます。以上でございます。

○会長 それでは、本日はこれで審議会を終了させていただきます。委員の皆さま、お疲れさまでした。ありがとうございました。

午後4時20分閉会